

年次報告にあたって

男性も女性も一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、三重県がめざしている「県民の皆さんが主役となって、それぞれの思いをもとに、主体的に自らの住む地域をつくっていくことのできる『地域主権の社会』」の基礎となるものです。

三重県では、平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定し、14年には、具体的な施策の方向性を明らかにする「三重県男女共同参画基本計画」を策定して取組を進めてきました。しかし、計画策定後の法制度や社会情勢が大きく変化したことから、この変化に対応し、今後の取組方向を明確にするため、19年3月には基本計画の改訂を行うとともに、その計画を着実に推進するため、現在、「第三次実施計画（計画期間：平成19年度～22年度）」の策定を進めています。

この年次報告は、基本計画に基づく平成18年度の男女共同参画施策の実施状況について、県議会へ報告するとともに、広く県民の皆さんに公表するために作成しました。

このなかには、昨年度、三重県男女共同参画審議会が外部的な視点で実施された施策の評価、82項目の提言および重点事項に関する提言と、それに対して県の各部署が行った取組状況について掲載しています。

また、19年3月末に第二次実施計画が終了したことから、その達成状況と今後の取組方針についてとりまとめ、あわせて掲載しています。

本報告によって、県民の皆さんをはじめ各種団体や事業者の皆さん、市町等が、三重県における男女共同参画の現状や県の施策に関する理解と関心を深めていただき、県とともに男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進されることを期待します。

平成19年9月

三重県知事 野呂昭彦